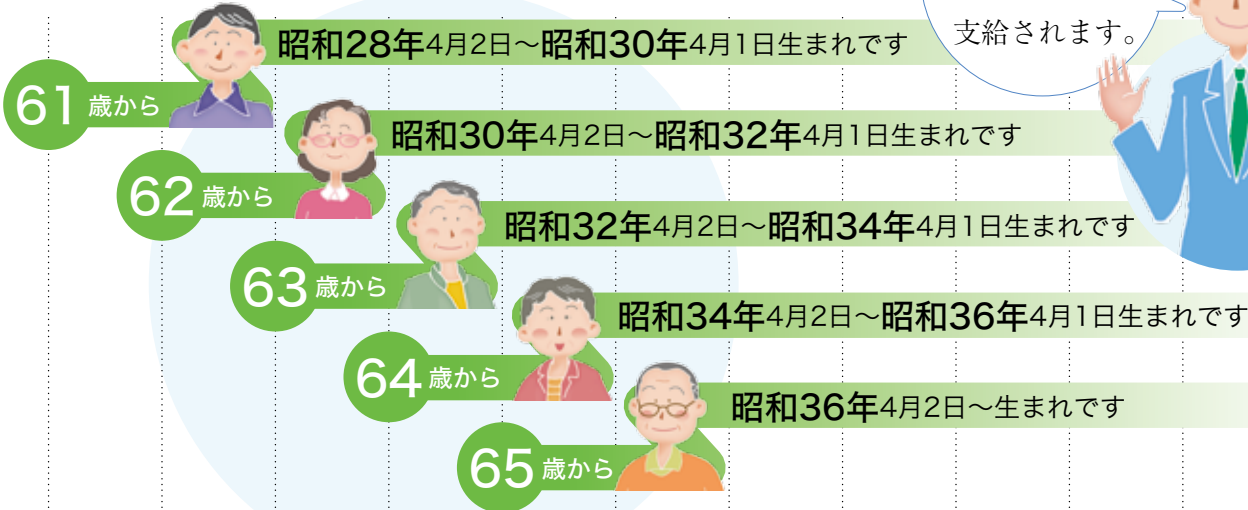


【年金制度を知ろう】

# 年金は何歳から受給できますか

退職共済年金の支給開始年齢は生年月日により異なります。  
ご自身の支給開始年齢を確認ください。

この他に  
65歳になると  
基礎年金が  
支給されます。



ただし、こんな方は…



教員になる前に民間企業で3年間働いていました。  
厚生年金はいつからもらえますか？

女性で、昭和33年4月1日までに生まれた方は、60歳から支給開始となります。

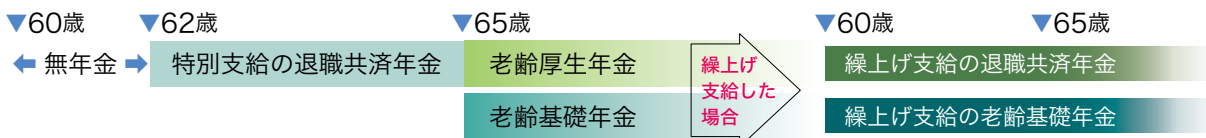
老齢厚生年金の加入期間が1年以上ある女性の方は、支給開始年齢が退職共済年金とは異なります。



私は支給開始年齢が62歳からです。  
定年退職してすぐ年金をもらいたいのですが…。

繰上げ支給という制度がありますので、60歳以降であればご希望する月から年金を受給できます。ただし、1月につき0.5%減額されます。

例 62歳支給開始の方が60歳で繰上げ請求をした場合



- 繰上げは全ての老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金・私学退職共済年金）を同時に繰上げすることが条件となります。
- 1月につき0.5%の減額となります。事例の場合、退職共済年金は24月繰上げで12%の減額、老齢基礎年金は60月繰上げで30%減額となり、生涯減額された年金を受給することになります。

問合せ先 給付貸付課年金係 | 03-5320-6828